

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(法人税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

- 1 「連結納税の承認の申請書(付表)」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。  
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続\(申請・届出等\)法人税関係](#)」でご確認ください。
- 2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類(例：登記事項証明書など)について、税務署等がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

| 手続の名称   | 添付書類の名称  | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|---|--|-------------------------------------|
| 外国普通法人となった旨の届出<br>(法人税法第149条)   | ①定款、寄附行為、規則又は規約の和訳文<br>②国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記簿謄本(履歴事項全部証明書)<br>③国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付により生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録並びに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表<br>④国内において行う事業の概要を記載した書類 | 有<br>(注)                            |
| 継続等の場合の所得税額等の還付請求<br>(平成22年改正前の法人税法第120条所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第10条第2項) | 提出が遅れたことについて、やむを得ない事情の詳細を記載した書類  | 無                                   |
| 欠損金の繰戻しによる還付請求<br>(法人税法第80条第5項)   | ①提出期限までに提出することができなかった事情の詳細<br>②法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生日及びその事実の詳細  | 無                                   |
| 欠損金の繰戻しによる還付請求(外国法人用)<br>(法人税法第144条の13第11項)                                   | ①提出期限までに提出することができなかった事情の詳細<br>②法人税法第144条の13第9項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生日及びその事実の詳細  | 無                                   |
| 公益法人等の損益計算書等の提出<br>(租税特別措置法第68条の6)  | 公益法人等の損益計算書又は収支計算書   | 無                                   |

| 手続の名称  | 添付書類の名称   | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|--|---|-------------------------------------|
| 収益事業開始届出<br>(法人税法第150条第1項、第2項、第3項)   | ①収益事業の概要を記載した書類<br>②収益事業開始の日又は国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表<br>③定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し<br>④登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本<br>⑤合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し           | 有<br>(注)                            |
| 耐用年数の短縮の承認申請<br>(法人税法施行令第57条第2項、第155条の6)                                     | ①「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」<br>②申請資産の取得価額が確認できる資料(例:請求書等)<br>③個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料(例:見積書、仕様書等)<br>④申請資産の状況が明らかとなる資料(例:写真、カタログ、設計図等)<br>⑤申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類(例:リース契約書の写し、納品書の写し) | 無                                   |
| 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請<br>(法人税法施行令第28条の2第2項、第155条の6)                              | 採用しようとする特別な評価方法の算式等を詳細に記載した別紙   | 無                                   |
| 特別な償却方法の承認申請<br>(法人税法施行令第48条の4第2項、第155条の6)                                   | ①採用しようとする特別な評価方法の算式等を詳細に記載した別紙<br>②特別な償却方法を採用しようとする理由   | 無                                   |
| 特別な償却率の認定申請<br>(法人税法施行令第50条第2項、第155条の6)                                      | 認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載した別紙  | 無                                   |
| 特別修繕費の金額等の認定申請<br>(租税特別措置法施行令第33条の6第9項、第39条の85第9項)                           | ①特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産につき、附表により記載した書類<br>②特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類  | 無                                   |
| 法人設立届出<br>(法人税法第148条)  | ①定款、寄附行為、規則又は規約の写し<br>②設立の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)<br>③株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者の名簿<br>④設立趣意書<br>⑤設立時における貸借対照表<br>⑥合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し<br>⑦分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し                                 | 有<br>(注)                            |
| 更正の請求(単体申告用)<br>(国税通則法第23条)<br>(法人税法第80条の2)<br>(地方税法第24条)<br>(租税特別措置法第66条の4) | 取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類   | 有<br>(注)                            |
| 更正の請求(外国法人用)<br>(国税通則法第23条)<br>(法人税法第145条)<br>(地方税法第24条)<br>(租税特別措置法第66条の4)  | 取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類   | 有<br>(注)                            |

| 手続の名称  | 添付書類の名称   | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|--|---|-------------------------------------|
| 事前確定届出給与に関する届出<br>(法人税法施行令第69条第3項、第155条の6)   | 所定の時期に確定額を支給する旨の定めを写し   | 無                                   |
| 事前確定届出給与に関する変更届出<br>(法人税法施行令第69条第4項、第155条の6)   | 変更を行った株主総会等の議事録等の写し   | 無                                   |
| 震災損失の繰戻しによる還付請求(東日本大震災関係)<br>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条)   | ①別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」<br>②震災により生じた損失の額に関する明細書                           | 無                                   |
| 災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請(東日本大震災関係)<br>(東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて(法令解釈通達))  | ①1年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由を記載した書類<br>②申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を記載した書類 | 無                                   |
| 適格分割等による減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に係る届出<br>(法人税法第31条第3項等)<br>(租税特別措置法第55条の5第8項等)  | 期中損金経理額等の計算に関する明細を記載した申告書別表に定める書式(別表16など)   | 無                                   |
| 適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の算入に関する届出<br>(法人税法施行令第133条の2第8項、第155条の6)   | 適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産の明細(別表16など)   | 無                                   |
| 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出<br>(法人税法第69条第11項、第81条の15第6項)   | 各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類                                       | 無                                   |
| 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出(東日本大震災関係)<br>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第10項、第20条第3項、第27条第10項、第28条第4項) | 別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」など                                    | 有<br>(注)                            |
| 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額に関する届出(租税特別措置法第65条の7第11項、第68条の78第11項)<br>(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第20条第9項、第26条の5第9項)                 | ①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」<br>②収用証明書 など                        | 有<br>(注)                            |
| 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額に関する届出書類の届出<br>(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第20条第9項)   | ①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」<br>②収用証明書 など                        | 有<br>(注)                            |

| 手続の名称   | 添付書類の名称   | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|---|---|-------------------------------------|
| 適格分割等による特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出<br>(租税特別措置法第65条の8第3項、第68条の79第4項)  | ①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」<br>②収用証明書 など  | 有<br>(注)                            |
| 認定特定非営利活動法人の公示事項の変更の届出<br>(特定非営利活動促進法第10条(旧租税特別措置法施行令第39条の23第15項))  | ①登記事項証明書<br>②認証を受けたことを証する書類の写し<br>③重要な変更の内容を明らかにする書類の写し<br>④変更後の定款の写し                                 | 有<br>(注)                            |
| 連結納税の承認の申請<br>(法人税法第4条の3)   | ①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)                   | 無                                   |
| 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出<br>(法人税法施行令第14条の7)   | ①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)                   | 無                                   |
| 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類の提出<br>(法人税法第4条の3)<br>(法人税法施行令第14条の7)  | ①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)                   | 無                                   |
| 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類の提出<br>(法人税法施行令第14条の9)   | ①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)                   | 無                                   |
| 連結納税の取りやめの承認の申請<br>(法人税法第4条の5第4項)   | ①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)                   | 無                                   |
| 更正の請求(連結申告用)<br>(国税通則法第23条)<br>(法人税法第82条)<br>(地方法人税法第24条)<br>(租税特別措置法第68条の88)                               | 取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類   | 有<br>(注)                            |
| 連結欠損金の繰戻しによる還付請求<br>(法人税法第81条の31第4項)<br>(法人税法施行規則第38条)<br>(租税特別措置法第68条の98)                                  | ①提出期限までに提出することができなかった事情の詳細<br>②法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細                    | 無                                   |
| 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(東日本大震災関係)<br>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条)                                     | ①別表7の2「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」<br>②別表7の2付表2の2「連結法人の東日本大震災により生じた損失の額等の計算に関する明細書」<br>③「震災により生じた損失の額に関する明細書」 | 無                                   |
| 復興特別法人税の更正の請求<br>(国税通則法第23条)<br>(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条)<br>(租税特別措置法第66条の4、第68条の88) | 取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類   | 有<br>(注)                            |

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。